

吾妻漁業協同組合遊漁規則

(共第4号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、吾妻漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ及びウナギをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、遊具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十三条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第九条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
ア ュ	6月1日から8月31日までの期間内で組合が定める日時 から10月31日まで
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで

マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同じ。) コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ ウ ナ ギ	3月1日から9月20日まで (ただし、四万湖及び岩島橋から下流の吾妻川は1月1日 から12月31日まで)
--	--

- 2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本以下 (鮎釣りの場合、ハリスの長さはおとり及び疑似おとりの 後端から14センチメートル以内)
す く い 網	1人につき1統・網口径45センチメートル以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエの期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
コロガシ	ア ャ	吾妻漁協が管理する漁場全域	11月1日から 翌年8月31日

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200 mの間の四万川	3月1日から5月31日まで

稲田堰堤から上流１００mの間の新湯川 浄水橋から上流１００mの間の深沢川	３月１日から５月３１日まで
ふれあい大橋上流端から長野原堰までの吾妻川 (ハッ場あがつま湖含む)	１月１日から１２月３１日まで
お宮川	１月１日から１２月３１日まで

(キャチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
全 魚 種	吾妻川舟渡大橋から箱島堰堤までの区域	１月１日から １２月３１日まで

- 前項の区間において、釣り針を使用する場合シングルフック（１本針）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 第１項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
マ ス ヤ マ メ イ ワ ナ サクラマス コ イ	１５センチメートル
ウ グ イ オ イ カ ワ	８センチメートル
ウ ナ ギ	３０センチメートル

(採捕尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第六条の規定による区域を除き、１人１日あたりそれぞれ

れ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第九条 遊漁をする場合は遊漁料について、別表の遊漁証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）

又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは、次の表の通りとし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕 手 釣 竿 釣 すくい網	1 日	2,000円
		1 年	10,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に関わらず、次表の相当欄の通りとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1 年	300円
中 高 生	全 魚 種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1 年	2,000円
身体障害者 (県内居住者で手帳 所持者)	全 魚 種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1 年	5,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 遊漁料は、別表の遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認に関する事項)

第十条 組合は第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けて者の氏名、住所および顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川及び湖底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十二条 漁場監視員は、遊漁者の対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名及び顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する処置)

第十三条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする

(附則)

1 この規則は令和7年3月1日から施行する。

○令和7年2月18日群馬県知事認可 群馬県指令蚕特第201－2号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別表 遊漁証取扱所

No.	名 称	住 所	電話番号	備考、年券
1	東吾妻町役場	東吾妻町原町 1046	0279-68-2111	○
2	東吾妻町観光協会	〃 原町 627-2	0279-70-2110	○
3	石田電業所	東吾妻町岡崎 1785-14	0279-59-3524	○
5	日野製パン(有)	東吾妻町松谷 147-1	0279-67-2103	
6	加辺理容所	東吾妻町本宿 693-1	0279-69-3448	○
7	セブンイレブン群馬高山中山店	高山村中山 509-2	0279-63-3669	
8	コグレ理容所	中之条町 948	0279-75-2588	○
9	セブンイレブン中之条バイパス店	中之条町伊勢町 31-6	0279-69-7030	
10	ローソン中之条バイパス店	〃 33-2	0279-76-3108	
11	ファミリーマート中之条伊勢町下店	〃 675-1	0279-69-7751	
12	ローソン西中之条店	中之条町西中之条 113-3	0279-75-7032	
13	セブンイレブン中之条横尾店	中之条町横尾 286-1	0279-75-7712	
14	安原商店(有)	中之条町折田 687-2	0279-75-6104	
15	加藤孝幸	東吾妻町川戸 897-4	0279-68-5126	○
16	セブンイレブン中之条折田店	中之条町折田 171-1	0279-75-7767.	
17	関理容所	中之条町四万温泉	0279-64-2321	
18	ファミリーマート東吾妻原町店	東吾妻町原町 726-1	0279-76-4655	
19	高山村役場	吾妻郡高山村中山 2856-1	0279-63-2111	○
20	齋藤自転車店	中之条町伊勢町 575-5	0279-75-2793	○
21	吾妻漁業協同組合	中之条町伊勢町 1310-1	0279-75-4114	○

22	孀恋村役場	孀恋村大前 110	0279-96-0511	○
23	そのだスポーツ	〃 三原 452	0279-97-2138	○
24	栃木屋旅館	孀恋村大前 817-10	0279-96-0002	
25	孀恋鹿沢キャンピング ガーデン	孀恋村田代 1017	0279-98-0588	
26	長野原町役場	長野原町 1340-1	0279-82-2244	○
27	市川スポーツ	長野原町 142-1	0279-82-3700	○
28	北軽井沢観光協会	北軽井沢 1988	0279-84-2047	○
29	草津温泉観光公社	草津甲 213	0279-88-4050	○
30	六合支所	中之条町小雨 577-1	0279-95-3111	○
31	金丘屋	中之条町入山 1673-1	0279-95-5005	
32	セブンイレブン長野原 大津店	長野原町大津 400-4	0279-80-1771	
33	セブンイレブン群馬北 軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988-78	0279-84-3336	
34	セブンイレブン孀恋三 原店	孀恋村鎌原 710-25	0279-97-1577	
35	セブンイレブン孀恋大 笹店	孀恋村大笹 169-1	0279-96-1358	
36	ローソン北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988- 1096	0279-84-6570	
37	味の民話	東吾妻町岩井 924-6	0279-68-2855	○
38	丸山正一	東吾妻町須賀尾 1883-2		
39	あづま温泉 桔梗館	東吾妻町新巻 325-1	0279-59-3533	

○：年券の取り扱いあり

組合が指定するオンラインシステム

No.	名 称	氏 名 、 所 在	電話番号	備考、年券
1	Fish pass	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776(67)7335	○

○：年券の取り扱いあり